

平成30年9月3日

お客様各位

「後見制度支援預金」の取扱開始について

いつも当組合を御利用いただきまして、ありがとうございます。
当組合では、後見制度を利用される方の財産の適切な管理のため、新潟家庭裁判所と協議のうえ、県内の6信用組合と協調して「後見制度支援預金」の取扱いを開始いたしました。

当組合の取扱概要につきましては、下記の通りとなっております。

記

1. 名 称 後見制度支援預金
2. 取扱開始日 平成30年9月3日（月）
3. 利用対象者 家庭裁判所において、後見開始（成年後見及び未成年後見）の審判及び、家庭裁判所より本商品の利用に係る「指示書」を受けた方

【対象家庭裁判所】
 - ・新潟家庭裁判所高田支部
 - ・新潟家庭裁判所糸魚川出張所
4. 商品概要
 - ・家庭裁判所の指示書に基づいてお取引します。
 - ・本預金は普通預金としてお取扱い致します。
 - ・キャッシュカード、口座振替、年金・給与等の自動受取等の付帯サービスは利用できません。

※詳しくは[商品概要・新潟県信用組合協会パンフレット](#)をご覧ください。

※ご不明の点は当組合窓口までお問合せ下さい。

以上